

介護協 News (27No.8)

号外

平成 28 (2016) 年 3 月 31 日発行

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会
総務・企画委員会

東京都千代田区霞が関 3-6-14 三久ビル 7 階
TEL : 03 (5512) 4745 FAX : 03 (5512) 4746

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正法 が衆議院で可決し成立

養成校卒業生の国家試験受験に関する社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正を含む社会福祉法等の一部を改正する法律案は 3 月 17 日参議院厚生労働委員会で可決の後、3 月 23 日参議院本会議で可決し、衆議院に送付されましたが、3 月 30 日衆議院厚生労働委員会で可決の後、3 月 31 日の本会議で可決・成立しました。

この法律案のうち社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正は公布の日から施行となっておりますので、改正法の公布により平成 29 年度卒業生から国家試験受験資格が付与されることとなります。また、29 年度から 33 年度までの間、養成施設の卒業生は国家試験受験の有無に関わらず、卒業後、5 年の間は介護福祉士の資格を有することとし、この間のうちに、国家試験に合格するか、介護の業務に 5 年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き、介護福祉士としての資格を有することができることとなります。

なお、28 年度卒業生までは、従来どおり卒業と同時に介護福祉士としての資格を取得できることとなります。

また、改正法の厚生労働委員会での審査に当たり、衆議院及び参議院において附帯決議が行われておりますので、抜粋してお知らせします。

【衆議院厚生労働委員会の附帯決議（抜粋）】

（社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議）

一 }
二 } 略 （社会福祉法人関係）
三 }
四 }
五 }

六 現下の社会福祉施設における人材確保が困難な状況に鑑み、介護報酬、障害福

祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討を行うこと

七 略

八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること

九 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験受験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること

十 介護職員の処遇については、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること

【参議院厚生労働委員会の附帯決議（抜粋）】

(社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議)

一
九 } 略 (社会福祉法人関係)

十 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること

十一 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験受験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割および機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること

十二 将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉、介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係省庁と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること

十三 介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成26年法律第97号）等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること

十四 介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価で

きる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること

十五 本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第6条の4の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就けない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること

出入国管理難民認定法の一部改正法案等の の審査状況

社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律案のほか、今国会に提出された介護福祉士養成施設に関する法律改正案の現在の状況をお知らせします。

1. 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（案）

この改正法律案は、外国人の在留資格の高度専門職に「介護」を設け、介護福祉士養成施設への外国人留学生が卒業後介護福祉士資格を取得した場合、日本国内において介護等の活動に従事することができるとするものです。

同法律案は平成27年3月6日に国会に提出され、継続審査とされておりますが、今国会ではまだ委員会（衆議院法務委員会）での審査に入っておりません。

2. 外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（案）

この法律案は外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保、技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とするもので、新たに制定されるものです。

同法律案は平成27年3月6日に国会に提出され、継続審査とされておりますが、今国会ではまだ委員会（衆議院法務委員会）での審査に入っておりません。

なお、技能実習制度への介護分野の職種追加については、厚生労働省の外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において、介護固有の様々な懸念があることから適切に対応できることを確認した上で、政省令への職種追加を行うことが適当とされております。

